



# 横浜市パートナーシップ宣誓制度 手続きガイドブック



## 目次

1 パートナーシップ宣誓をお考えの皆様へ ……1ページ

2 パートナーシップとは……2ページ

3 宣誓することができる方……3ページ

4 パートナーシップ宣誓の流れ……4ページ

5 宣誓時に必要な書類……6ページ

6 宣誓後について……8ページ

7 都市間連携について……9ページ

8 Q&A……10ページ

参考 横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

# Ⅰ パートナーシップ宣誓をお考えの皆様へ

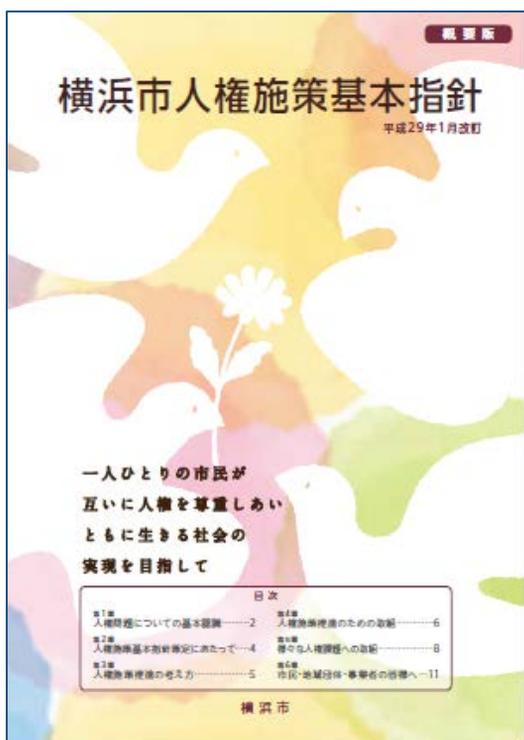
## 一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、 ともに生きる横浜を目指して

横浜市は、「横浜市人権施策基本指針」の理念に基づき、「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指しています。

その一環として、性的少数者をはじめ、様々な事情によって、婚姻の届出をせず、あるいはできず、悩みや生きづらさを抱えている市民の方々に寄り添っていくために、令和元年12月から「横浜市パートナーシップ宣誓制度」を始めます。

この制度は、法的な効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、お二人の思いを尊重するとともに、お二人が互いを人生のパートナーとして、自分らしく、いきいきと生活されることを横浜市として応援するものです。

この制度の導入により、市民や事業者の皆様へ、性的少数者などの方々に對する理解が広がり、多様性を認め合い、自分らしく生きることができるとともに、社会の実現を目指していきます。



横浜市人権施策基本指針〈概要版〉  
(平成29年1月改訂)  
※横浜市のホームページでもご覧いただけます。

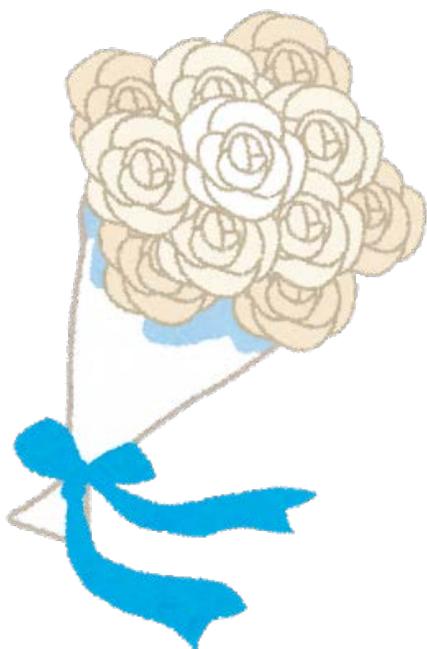
## 2 パートナーシップとは

横浜市におけるパートナーシップの定義は、「互いを人生のパートナーとし、共同生活において、対等な立場で、必要な費用を分担し、相互に責任を持って協力することを約した2人の関係」としています。

横浜市のパートナーシップ宣誓制度は、同性パートナーに限らず、トランスジェンダー（からだの性とところの性が一致しない人）、Xジェンダー（性自認を男女のいずれかとは認識しない人）、アセクシャル（無性愛者＝恋愛感情や性愛の感情を抱かない人）など、一方又は双方が性的少数者の方々が対象です。

また、様々な事情によって、婚姻の意思はあっても、現行の婚姻制度にのれず、悩みや生きづらさを抱えている事実婚の方々も対象です。

※セクシュアリティについては、新たな用語や定義が生まれる可能性があります。



### 3 宣誓することができる方

パートナーシップ宣誓をするには、お二人とも以下の要件をすべて満たしている必要があります。

#### (1) 成年に達していること

満20歳以上の方

(民法の改正により、2022年4月1日以降は「満18歳以上」となる予定です。)

#### (2) 横浜市民であること、または転入を予定していること

お二人とも市内に住所を有していること。または一方の方が市内に住所を有し、他方の方が3か月以内に市内に転入予定であること。

※市内に転入予定の場合

確認書に転入予定日を記入いただきます。また、宣誓日から3か月以内に市内に転入し、そのことを証明する書類を提出してください(郵送でも可)。なお、3か月以内に提出がない場合には、当該宣誓を無効にし、交付番号を横浜市ホームページに公開します。

#### (3) 現に婚姻していないこと(現に配偶者がいないこと)

- ・ 戸籍抄本等で確認します。
- ・ 外国籍の方は、大使館等で発行される独身証明書や婚姻要件具備証明書(日本語訳を添付)等を提出してください。
- ・ 海外で同性婚しているお二人の場合は宣誓可能です。

#### (4) 現に宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと

- ・ すでに宣誓者以外の方とパートナーシップ宣誓を行っている方や、同様の制度を実施している他の自治体でパートナーシップの宣誓・登録等を行っている方は宣誓できません。(他都市の宣誓書受領証等の返還後は宣誓をすることができます。)
- ・ 海外でパートナーシップ制度を利用しているお二人の場合は宣誓可能です。

#### (5) 民法に規定する婚姻できない続柄(近親者など)でないこと

民法の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族など婚姻をすることができない関係にある方は宣誓をすることができません。

ただし、パートナー関係にあるお二人が養子縁組をしている場合は、養子縁組を解消した後には宣誓をすることができます。

## 4 パートナーシップ宣誓の流れ

### (1) 電話またはメールで宣誓日の予約（予約先：市民局人権課）

- ・ 宣誓を希望される日の原則 7 日前（土・日・祝日、年末年始を除く）までに電話またはメールで予約してください。  
※予約は宣誓希望日の 3 か月前から受け付けます。
- ・ 宣誓日時・必要書類等の調整・確認を行います。
- ・ 宣誓日時は状況等によりご希望に沿えない場合があります。  
※宣誓ができる時間：平日 9 時～16 時（12 時～13 時を除く）

#### <予約連絡先>

- 電話：045-671-2718（平日 9 時～17 時）
- メール：sh-partnership@city.yokohama.jp

### (2) パートナーシップ宣誓（場所：市民局人権課）

- ・ 予約した日時に必要書類（6 ページ）をお持ちのうえ、必ずお二人揃ってお越しください。
- ・ 市の職員の前でパートナーシップ宣誓を行っていただき、「パートナーシップ宣誓書」に自署し、ご提出いただけます。
- ・ 提出書類と宣誓書裏面の確認書により要件確認を、提示書類により本人確認を行います。
- ・ 書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただくこともあります。

#### 宣誓場所：横浜市庁舎

（プライバシーに配慮したスペースをご用意しています。）

所在地 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

※詳細は予約時にご案内します。

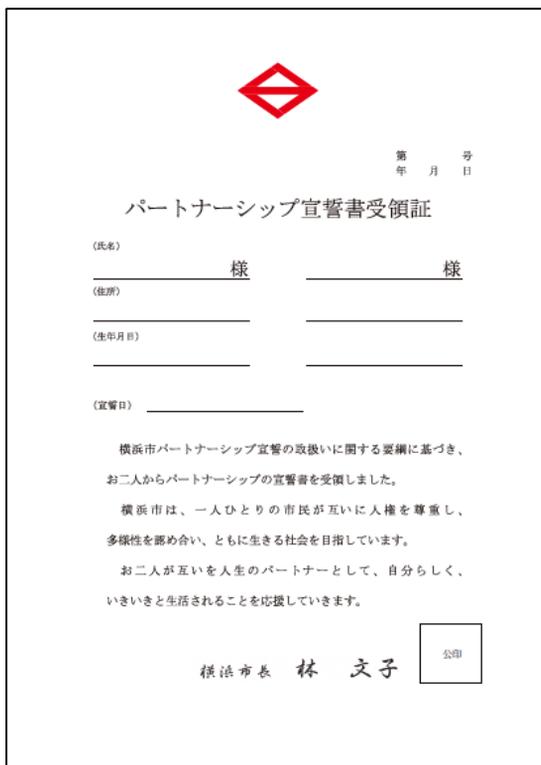


### (3) パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

- 宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証」、ご希望に応じて「受領証明カード」も交付します。
- 書類の不備等がなければ、原則即日交付します。
- ご希望に応じて、宣誓書と受領証の記載内容を外国語（英語・中国語（簡体字）・ハングル）に翻訳したものをお渡しします。

※ **パートナーシップの宣誓から受領証等の交付まで 1 時間程度かかります。**

#### パートナーシップ宣誓書受領証（A 4 サイズ）





第 号  
年 月 日

**パートナーシップ宣誓書受領証**

(氏名) \_\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

(住所) \_\_\_\_\_

(生年月日) \_\_\_\_\_

(宣誓日) \_\_\_\_\_

横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からパートナーシップの宣誓書を受領しました。

横浜市は、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、ともに生きる社会を目指しています。

お二人が互いを人生のパートナーとして、自分らしく、いきいきと生活されることを応援していきます。

横浜市長 林 文子 

○注意事項

- この受領証は、横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って取り扱ってください。  
なお、この受領証は、法的な効力を有するものではありません。また、横浜市の各施策・事業において、優先的な取り扱いをするものではありません。
- 次の場合には、受領証及び受領証明カードを返還してください。  
(1) 当事者の意思により、パートナーシップが解消されたとき。  
(2) 一方又は双方が市外に転出したとき。  
(3) 宣誓が無効となったとき。  
(4) その他、宣誓の対象者の要件に該当しなくなったとき。
- 次の場合には、無効になります。  
(1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。  
(2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。  
(3) 宣誓の対象者の要件の規定に反しているとき。  
(4) 転入予定の場合、期日までに転入の届出を提出しないとき。
- 返還しなければならないにもかかわらず返還がされない場合は、受領証の交付番号を公表することがあります。

○通称名を併用している場合  
以下に戸籍上の氏名（外国籍の方の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名		
戸籍上の氏名		

 **横浜市**

この受領証を提示された方へ

横浜市は、横浜市人権施策基本指針の理念に基づき、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、ともに生きる社会を目指しています。

この受領証は、お二人が人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを横浜市として証するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。

（発行：横浜市民局人権課）

#### パートナーシップ宣誓書受領証明カード（運転免許証サイズ）

 **パートナーシップ宣誓書受領証明カード**

横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。

宣誓日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 第 \_\_\_\_\_ 号

様 \_\_\_\_\_ 様

横浜市長 林 文子

このカードは、お二人が人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを横浜市として証するものです。法的な効力を有するものではありませんが、カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。 発行：横浜市民局人権課

本人	パートナー
※( _____ )	※( _____ )
住所 _____	住所 _____
生年月日 _____	生年月日 _____
	※通称名を使用している場合、戸籍上の氏名
<b>【緊急連絡先】</b> （記入は自由です）	
私本人が急病や怪我等で方が一の場合、 <b>パートナーへ</b> 連絡してください。	
パートナー連絡先 _____	本人自筆署名 _____

## 5 宣誓時に必要な書類

パートナーシップ宣誓をするには、宣誓書のほか、要件確認と本人確認のため、以下の書類が必要です。

### (1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

- ・ 3か月以内に発行された住民票の写し等をお一人1通ずつお持ちください。
- ・ 宣誓するお二人が同一世帯になっている場合は、二人分の情報が記載されたものを1通で構いません。
- ・ 本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード・個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

### (2) 現に婚姻していないことを証明する書類（戸籍抄本等）

- ・ 3か月以内に発行された戸籍抄本等をお一人1通ずつお持ちください。
- ・ 戸籍抄本は、本籍地の市町村で取得できます。（取得方法は本籍地の市町村の窓口にお問い合わせください。本籍地が横浜市外の場合、取り寄せに日数がかかる場合がありますので、ご注意ください。）
- ・ 外国籍の方は、大使館等公的機関が発行する書類（独身証明書等）を、日本語訳を添付して提出してください。

### (3) 本人確認ができる書類

マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証、在留カードなど、下記の書類をご持参ください。

【本人確認できる書類の例】

1枚の提示で足りるもの	2枚以上の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーカード（個人番号カード）</li><li>・旅券（パスポート）</li><li>・運転免許証</li><li>・住民基本台帳カード（顔写真付き）</li><li>・国・地方公共団体の機関が発行した身分証明書（顔写真付き）</li><li>・在留カード又は特別永住者証明書</li></ul> <p>（注）有効期間又は有効期限の定めがあるものについては、その有効期間内又は有効期限までのものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・顔写真の貼付のない住民基本台帳カード</li><li>・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証</li><li>・共済組合員証</li><li>・国民年金手帳</li><li>・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書</li><li>・共済年金又は恩給の証書</li></ul> <p>※学生証、法人が発行した身分証明書で顔写真付きのもの ※国・地方公共団体が発行した資格証明書のうち顔写真付きのもの（左記に掲げる書類を除く。） （「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できません。その他の書類（国民健康保険の被保険者証等）と組み合わせで提示してください。）</p>

# パートナーシップ宣誓書（A4サイズ）

(様式1)

## パートナーシップ宣誓書

(あて先) 横浜市長

私たちは、横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いが人生のパートナーであることを宣誓し、署名します。

年 月 日

フリガナ

氏 名 \_\_\_\_\_

(通称名の場合、

戸籍上の氏名)

\_\_\_\_\_

※外国籍の方の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

生年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(代筆者)

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

(表)

## パートナーシップの宣誓にあたっての確認書

私たちは、横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、「パートナーシップの宣誓」にあたり、以下の内容を確認したうえで、宣誓をします。

以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、宣誓書の写し、宣誓書受領証、受領証明書カード（交付されている場合のみ）を横浜中に返還します。また、返還すべきであるにもかかわらず返還を行わない場合、宣誓が無効となり、宣誓書受領証の交付番号が公開されることを承諾します。

氏 名 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

確認事項		回答欄 (該当する□に ✓をつける。)	
要綱 第2条	(関係性) 互いを人生のパートナーとし、共同生活において、対等な立場で、必要な費用を分担し、相互に責任を持って協力することを約した2人の関係であること。	<input type="checkbox"/> 該当 します。	<input type="checkbox"/> 該当 しません。
要綱 第3条 第1号	(年齢) 宣誓当日において、成年に達していること。	<input type="checkbox"/> 該当 します。	<input type="checkbox"/> 該当 しません。
要綱 第3条 第2号	(住所) 市内に住所を有していること。又は一方が市内に住所を有し、他方が3か月以内に市内に転入予定であること。 ※転入予定の場合は以下を記入 転入予定者の氏名 _____ 転入予定日 _____年 _____月 _____日	<input type="checkbox"/> 該当 します。	<input type="checkbox"/> 該当 しません。
要綱 第3条 第3号	(婚姻の有無) 現に婚姻をしていないこと。	<input type="checkbox"/> 該当 します。	<input type="checkbox"/> 該当 しません。
要綱 第3条 第4号	(相手以外のパートナーシップの有無) 現に宣誓をしたこととする者以外の者とパートナーシップがないこと。	<input type="checkbox"/> 該当 します。	<input type="checkbox"/> 該当 しません。
要綱 第3条 第5号	(近親者でないこと) ・直系血族又は3親等内の傍系血族の間でないこと。 ・直系姻族の間でないこと。 ・養子、養親の間でないこと。	<input type="checkbox"/> 該当 します。	<input type="checkbox"/> 該当 しません。

※宣誓書は市民局人権課でご記入いただきます。

## 6 宣誓後について

再交付・返還の場合も、事前に電話またはメールでご予約ください。

### (1) パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付（様式第4号）

紛失やき損、氏名変更などのやむを得ない事情により、再交付を希望される場合、宣誓日から5年以内であれば、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」に基づき、再交付します。

※ 住所変更等は再交付の対象になりません。

※ 宣誓書受領証明カードの再交付は原則、一人1回までです。

（氏名変更の場合を除く）

### (2) パートナーシップ宣誓書受領証等の返還（様式第5号）

次の場合、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証明カードを返還する必要があります。

① 当事者の意思により、パートナーシップが解消された場合

② 一方又は双方が市外に転出した場合

※ 転勤、親族の看護・介護その他やむを得ない事情により、一時的に市外に異動される場合は除きます。

※ 横浜市と連携協定を締結している自治体へ転出し、継続申告する場合は除きます。詳細は次ページをご参照ください。

③ 宣誓が無効となったとき

④ その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

※ パートナーの一方がお亡くなりになった場合は、返還する必要はありません。

ただし、新たに別の方とパートナーシップ宣誓をする場合はすべての交付書類を返還する必要があります。

#### ※パートナーシップの無効

次の場合には、パートナーシップ宣誓を無効とします。

なお、虚偽の宣誓を行った場合や要件に反している場合などは、無効としたパートナーシップ宣誓書受領証の交付番号を横浜市のホームページ上などで公表する場合があります。

・ 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

・ 虚偽の宣誓を行ったとき。

・ 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

・ 宣誓の要件（3ページ）に反しているとき。

・ （転入予定で宣誓している場合）宣誓日から3か月以内に市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

## 7 都市間連携について

横浜市と連携協定を締結している自治体の中で転出入する場合、手続きが一部省略できる場合があります。

なお、連携協定を締結している自治体については、ホームページでご確認ください。

### (1) 横浜市から転出する場合

横浜市から連携協定を締結している自治体へ転出する場合、パートナーシップ宣誓書受領証等の返還は必要ありません。

転出先の自治体によって継続申告の手続きは異なりますので、各自治体のホームページなどをご確認ください。

### (2) 横浜市に転入する場合 ※基本的な手続きは宣誓の時と同様です。

連携協定を締結している自治体から横浜市に転入する場合は、改めて横浜市の宣誓書受領証等を発行します。

#### ① 予約受付

- 手続きを希望される日の原則 7 日前（土・日・祝日、年末年始を除く）までに電話またはメールで予約してください。  
※ 予約状況等によりご希望に沿えない場合があります。
- 予約は宣誓希望日の 3 か月前から受け付けます。

#### <予約連絡先>

- 電話：045-671-2718（平日 9 時～17 時）
- メール：sh-partnership@city.yokohama.jp

#### ② 必要書類

- 1 転出元の自治体での交付書類（例：パートナーシップ宣誓書受領証等）
  - 2 横浜市に転入したことが分かる、現住所を確認する書類  
（例：住民票の写しまたは住民票記載事項証明）
  - 3 本人確認書類（例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
- ※ 2 は、手続きの日から 3 か月以内に発行されたものに限りです。  
※ 3 は、有効期限があるものについては、有効期限内のものに限りです。

#### 【ご予約前にご確認ください】

- 継続申告のご予約をいただくと、横浜市から転出元に自治体に、お名前や「継続申告の予約があったこと」を連絡します。
- 継続申告の手続きが完了した後は、再交付や返還などについては横浜市パートナーシップ宣誓制度の取り扱いとなります。

## 8 Q&A

### Q 1 横浜市パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、横浜市が行うパートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づいて、実施されるものであり、法的効力は有しません。

この制度は、互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って、協力し合うことを約束したお二人から宣誓を受けて、受領証を交付し、自分らしくいきいきと生活されることを応援する制度です。

### Q 2 欧米等で認められている同性婚制度とは違うのですか？

欧米を中心に認められている同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護を与えるものです。

一方、横浜市が行うパートナーシップ宣誓制度は、現行の法制度のもとで要綱により実施する制度であり、法的な権利や義務を生じさせるものではなく、同性婚制度とは異なるものです。

### Q 3 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や宣誓書受領証等の交付は無料です。ただし、宣誓の際に提出していただく住民票の写し等の必要書類の交付手数料などは、自己負担となります。

### Q 4 宣誓書受領証は即日交付されますか？

書類等に不備がなく、要件に適合していると認められる場合は、原則、即日交付します。なお、即日交付する場合でも、内容確認等のために最低1時間程度の時間を要しますので、ご了承ください。

### Q 5 民法に規定されている「婚姻をすることができない」の具体例は何ですか？

具体例は次のとおりです。

○直系血族または三親等内の傍系血族の間（民法734条）

→祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪等

○直系姻族の間（民法735条）

→子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

○養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系卑属との間  
（民法736条）

※ただし、パートナーシップのお二人が、養子と養親の関係にある場合、その関係を終了（養子縁組を解消）すれば、宣誓することができます。

### Q 6 通称名は使用できますか？

性別違和等で特に理由がある場合には、通称名を使用することができます。（住民基本台帳制度上の通称とは異なります。）

通称名の使用を希望する場合、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、法人が発行した身分証明書など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）を宣誓時に提示してください。

通称名を使用した場合には、交付する宣誓書受領証と受領証明カードの裏面に戸籍上の氏名を記載していただきます。

**Q 7 同居していないと宣誓できませんか？**

必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして共同生活において、互いに責任を持って協力し合うことを約した関係であることが必要です。

**Q 8 横浜市民でないと宣誓できませんか？**

具体的には、以下のいずれかの場合に宣誓することができます。

①宣誓者の双方が横浜市民である場合

②宣誓者の一方の方が横浜市民で、他の方が市内へ3か月以内に転入予定である場合

※②の場合、宣誓日から3か月以内に市内への転入を証明する書類を提出してください。この場合は郵送での提出も可能ですが、電話またはメールで事前連絡をしてください。

**Q 9 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できませんか？**

日本国内では婚姻が成立していませんので、宣誓可能です。必要書類などの詳細については、お問い合わせください。

**Q 10 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか？**

代理人による宣誓はできません。お二人揃って窓口にお越しください。

ただし、病気等の事情のため、お二人で窓口に来ることができない場合には、ご相談ください。

**Q 11 宣誓は、どこで行うのですか？**

市民局人権課で行います。プライバシーに配慮したスペースをご用意しています。なお、個室をご用意してほしいなどの希望がありましたら、予約時にご相談ください。

**Q 12 市外に転出する場合、宣誓書受領証や受領証明カードを返還する必要がありますか？**

市外（都市間連携している自治体を除く）に転出されると、宣誓の要件を満たさないこととなりますので、返還届（第5号様式）をご提出いただき、交付した宣誓書受領証等を返還してください。

なお、市内で転居する場合は、特段の手続きは必要ありません。

**Q 13 「都市間連携をしている自治体」から横浜市へ転居する予定ですが、転居前でも継続申告をできますか？**

継続申告は転入したことが分かる現住所を確認する書類をご提出いただくため、転居後に行う必要があります。ただし、転居前でも、継続申告を行う日の予約は可能です。

**Q 14 「都市間連携をしている自治体」から横浜市へ転居し、継続申告を行う場合も2人で手続きに行く必要がありますか？**

お二人揃って、横浜市庁舎への来庁をお願いします。

## 参考 横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市人権施策基本指針の理念に基づき、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、ともに生きる社会を実現するため、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、共同生活において、対等な立場で、必要な費用を分担し、相互に責任を持って協力することを約した2人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (3) 申告 本市域内へ転入前に、パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体（以下「横浜市と連携協定を締結している地方公共団体」という。）において、第4条第1項に規定する宣誓に類する行為をし、第7条第1項及び第2項に規定する交付書類に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた2人が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。

### (宣誓又は申告の要件)

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有していること。又は、一方が市内に住所を有し、他方が3か月以内に市内に転入予定であること。
- (3) 現に婚姻をしていないこと。
- (4) 現に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない続柄でないこと（同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士の場合を除く。）。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約のうえ、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式1。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

2 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出する時に、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

- (1) マイナンバーカード（個人番号カード）
- (2) 旅券（パスポート）
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 前条第2号に規定する市内に転入予定である者は、宣誓をした日から3か月以内に、住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。

#### (申告の方法)

第5条 申告をしようとする者は、申告日を予約のうえ、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓継続申告書(様式6。以下「申告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。

- (1) 転入前に交付を受けた受領証等類似書類
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(申告日前3か月以内に発行されたものに限る。)

2 申告をしようとする者は、申告書を提出する時に、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

- (1) マイナンバーカード(個人番号カード)
- (2) 旅券(パスポート)
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 第3条第2号に規定する市内に転入予定である者は、申告をした日から3か月以内に、住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。

#### (通称名の使用)

第6条 宣誓又は申告をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書又は申告書(以下、「宣誓書等」という。)において通称名を使用することができる。

2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓又は申告時に提示するものとする。

#### (交付書類)

第7条 第4条又は第5条の規定により宣誓又は申告をした者(以下「宣誓者等」という。)が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、市長は宣誓書等を受領し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式2。以下「受領証」という。)に宣誓書等の写しを添付し、宣誓者等に交付する。

2 前項の受領証に加え、希望する者に対しては、市長はパートナーシップ宣誓書受領証明カード(様式3。以下「受領証明カード」という。)を交付する。

3 前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と戸籍に記載されている氏名を受領証及び受領証明カードに記載する。

#### (再交付)

第8条 前条の規定により受領証及び受領証明カードの交付を受けた宣誓者等は、当該受領証等を紛失し若しくは汚損し又は改姓し若しくは改名したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式4。以下「再交付申請書」という。)により、市長に対し受領証及び受領証明カードの再交付を申請することができる。

2 市長は、再交付申請書の提出を受けた場合で、第4条第1項又は第5条第1項の規定により提出された宣誓書等が保存されているときは、受領証及び受領証明カードを再交付する。

(返還)

第9条 宣誓者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式5)に受領証及び受領証明カード(第7条第2項の規定により交付を受けている場合に限る)を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当事者の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方又は双方が市外に転出したとき。(宣誓者等が横浜市と連携協定を締結している地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除く。)
- (3) 次条の規定により、宣誓又は申告が無効となったとき。
- (4) その他宣誓又は申告の要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、宣誓者等が横浜市と連携協定を締結している地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出た場合は、受領証及び受領証明カードが返還されたものとみなす。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓等は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じた時から将来に向かってのみ無効とする。

- (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条各号の規定に反しているとき。
- (4) 第4条第3項又は第5条第3項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

2 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受領証の交付番号(受領証ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(宣誓書等の保存期間)

第11条 市長は、宣誓書等を5年間保存する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

**「横浜市パートナーシップ宣誓制度手続きガイドブック」(第3版)**  
**令和3年(2021年) 1月26日発行**

横浜市パートナーシップ宣誓制度に関する  
お問い合わせ、ご相談は  
横浜市市民局人権課

TEL 045-671-2718 FAX 045-681-5453  
MAIL [sh-partnership@city.yokohama.jp](mailto:sh-partnership@city.yokohama.jp)